

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2003-242408(P2003-242408A)

【公開日】平成15年8月29日(2003.8.29)

【出願番号】特願2002-40358(P2002-40358)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 17/60

G 06 F 13/00

【F I】

G 06 F 17/60 326

G 06 F 17/60 Z E C

G 06 F 13/00 540 P

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月15日(2005.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】電子広告閲覧促進システム、電子広告閲覧促進装置、電子広告閲覧促進装置内蔵型コンピュータ、電子広告閲覧促進方法及びプログラム

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子広告の閲覧を促進するためのシステムであって、
電子広告情報をネットワークを介して配信するサーバと、
そのサーバから配信される電子広告情報を取得する取得部と、
その取得部によって取得された電子広告情報を蓄積した後、その蓄積された電子広告情報に対するユーザーの対応を示す情報を格納する記憶部と、
その記憶部に格納されたユーザーの対応を示す情報を所定端末に送信する送信部とを備える、
電子広告閲覧促進システム。

【請求項2】

前記記憶部に蓄積された電子広告情報に基づいて電子広告を出力する電子広告出力部をさらに備える、

請求項1に記載の電子広告閲覧促進システム。

【請求項3】

前記記憶部に格納されたユーザーの対応を示す情報と、予め定められた、電子広告情報に対してユーザーが対応すべき第1条件を示す情報とに基づいて、その第1条件を満たしているか否かを判定する第1判定部をさらに備え、

前記第1判定部によって前記第1条件を満たしていないと判定された場合、前記電子広告出力部に、ユーザーが前記第1条件を満たすことを促す表示を出力する、
請求項2に記載の電子広告閲覧促進システム。

【請求項 4】

前記記憶部に格納されたユーザーの対応を示す情報と、予め定められた、電子広告情報に対してユーザーが対応すべき第2条件を示す情報とに基づいて、その第2条件を満たしているか否かを判定する第2判定部をさらに備え、

前記第2判定部によって前記第2条件を満たしていないと判定された場合、前記コンピュータ本体を制御する制御部を備える、

請求項3に記載の電子広告閲覧促進システム。

【請求項 5】

電子広告の閲覧を促進するための装置であって、

電子広告情報を取得する取得部と、

その取得部によって取得された電子広告情報を蓄積した後、その蓄積された電子広告情報に対するユーザーの対応を示す情報を格納する記憶部と、

その記憶部に格納されたユーザーの対応を示す情報を所定端末に送信する送信部とを備える、

電子広告閲覧促進装置。

【請求項 6】

電子広告の閲覧を促進するための電子広告閲覧促進装置を内蔵するコンピュータ本体を備えるコンピュータであって、

前記電子広告閲覧促進装置は、

電子広告情報を取得する取得部と、

その取得部によって取得された電子広告情報を蓄積した後、その蓄積された電子広告情報に対するユーザーの対応を示す情報を格納する記憶部と、

その記憶部に格納されたユーザーの対応を示す情報を所定端末に送信する送信部とを備える、

電子広告閲覧促進装置内蔵型コンピュータ。

【請求項 7】

前記記憶部に蓄積された電子広告情報に基づいて電子広告を出力する電子広告出力部をさらに備える、

請求項6に記載の電子広告閲覧促進装置内蔵型コンピュータ。

【請求項 8】

前記記憶部に格納されたユーザーの対応を示す情報と、予め定められた、電子広告情報に対してユーザーが対応すべき第1条件を示す情報とに基づいて、その第1条件を満たしているか否かを判定する第1判定部をさらに備え、

前記第1判定部によって前記第1条件を満たしていないと判定された場合、前記電子広告出力部に、ユーザーが前記第1条件を満たすことを促す表示を出力する、

請求項7に記載の電子広告閲覧促進装置内蔵型コンピュータ。

【請求項 9】

前記記憶部に格納されたユーザーの対応を示す情報と、予め定められた、電子広告情報に対してユーザーが対応すべき第2条件を示す情報とに基づいて、その第2条件を満たしているか否かを判定する第2判定部をさらに備え、

前記第2判定部によって前記第2条件を満たしていないと判定された場合、前記コンピュータ本体を制御する制御部を備える、

請求項8に記載の電子広告閲覧促進装置内蔵型コンピュータ。

【請求項 10】

電子広告情報を取得する取得部と、その取得された電子広告情報を蓄積する記憶部と、その蓄積された電子広告情報に基づいて電子広告を出力する電子広告出力部とを内蔵するコンピュータ本体を備えるコンピュータにおいて電子広告の閲覧を促進するための方法であって、

前記蓄積された電子広告情報に対するユーザーの対応を示す情報を格納し、

その格納されたユーザーの対応を示す情報を所定端末に送信する、

電子広告閲覧促進方法。

【請求項 1 1】

コンピュータに、

電子広告情報を取得する手順と、

その取得された電子広告情報を蓄積する手順と、

その蓄積された電子広告情報に対するユーザーの対応を示す情報を格納する手順と、

その格納されたユーザーの対応を示す情報を所定端末に送信する手順と、

を実行させるためのプログラム。